

## 令和7年第10回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年10月30日（木）午後2時00分から午後2時40分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（14人）

I. 農業委員（8人）

会長 1番 宮澤 淑  
委員 2番 今井 久夫  
〃 3番 濱 由美子  
〃 4番 山岡 啓助  
〃 5番 早出 澄雄  
〃 6番 清水 江身子  
〃 7番 山田 和男  
〃 8番 高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二  
山崎 和彦  
伊藤 範雄

III. 事務局職員（3人）

次長 宮坂 征憲  
主任 後藤 円佳  
会計年度職員 黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

3番 濱 由美子  
5番 早出 澄雄

6. 議 事

- ・議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 定刻になりましたので、これから令和7年第10回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はここに成立していることを宣

言します。それでは会長から挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番 濱由美子 委員、5番 早出 澄雄 委員 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は間下地区です。濱委員よろしくお願ひします。

濱委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道檜川線を岡谷インターチェンジ方面に進み、間下区民センター前信号機を左折し、五差路の一番手前を右折し、200mほど上ったところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲渡人は以前申請地に住んでいましたが、家を取り壊して現在は市外に住んでいます。譲受人は申請地の近くに住んでおり、譲渡人は以前からの知り合いで、今回この農地を取得することになりました。3年ほど前から耕作困難地になっていましたが、自分で開拓して野菜を作ることです。境界ですが、山林も含めコン柱、木杭等をそれぞれ確認しました。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま濱委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、事務局から説明をよろしくお願ひします。

宮坂次長 農地法第3条の規定による許可処分の貸借について、事務局より説明させていただきます。2番につきましては、昨年10月30日開催の令和6年第10回総会で議決をいただいた案件で、令和6年11月1日から令和7年10月31日まで利用権設定されているものです。今回期間満了に伴いまして、1年間の利用について申請があったものです。昨年実施した利用状況調査につきましても、遊休農地の判断

はされておりません。借受人につきましては、今回借り入れる 785 m<sup>2</sup>の他に自作地として、田 3,364 m<sup>2</sup>、畑 3,572 m<sup>2</sup>の合計 6,936 m<sup>2</sup>を所有しております、今後自作地の田 3,364 m<sup>2</sup>に借り受けを継続する 785 m<sup>2</sup>を加えた 4,149 m<sup>2</sup>でツキアカリを栽培する予定であるとのことです。耕作者につきましては、借受人本人が従事するということで、30 年間農作業従事されている経歴をお持ちです。また、借受人は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスターを各 1 台所有しております。現在の期間につきましては借賃無しでしたが、令和 7 年 1 月 1 日からの 1 年間の利用について、借賃 5,000 円ということで新たな設定がなされております。借賃につきましては、物納で米 2 俵分を払うということで申請があったものです。内容については特に問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明があり、農地法第 3 条の規定による許可処分の貸借について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2 番を決定とさせていただきます。議案第 37 号は以上です。続きまして、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1 番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下辰線を南下、鶴嶺公園付近を右折し、つつじが丘学園の西側に位置します。高尾山に続く南向きの斜面にあります。周囲は住宅と農地、太陽光発電施設が混在している地域です。申請内容を申し上げます。

#### [議案書を朗読]

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。まず、隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は南向きの傾斜地に位置し、西側は水路を挟んで岡谷市道、南側は雑種地、東側は土手上に水路があり、北側は土手上に農地に接し、各境は隣接地所有者の立会により、コンクリート杭、プラ杭等がそれぞれ埋設されており、境界は明確になっていました。また、隣接地所有者に了解を得ているそうです。土地の形状変更の概要ですが、申請地は上下 2 段の農地に分かれており、上段を譲り、下段は 1m 程度盛り土をして一面とし、住宅を建設することです。土地が広いため、花畠、家庭菜園等を計画しているとのことです。排水計画は、雑排水は公共用下水道に、雨水の処理は敷地内の地下浸透です。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願い

いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下辰線を南下、鶴嶺公園付近を右折、ケアハウス高尾の西側に位置します。高尾山に続く東向きの斜面にあります。周囲は田畠など農地が連なっていた地域ですが、近年休耕や荒廃が目立ってきており、太陽光発電施設敷地への農地転用申請が頻繁になされている地域です。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人の社員が立ち会いました。まず、隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は東向きの傾斜地に位置し、西側一部は農地、西側及び北側は馬入れを挟み原野、東側は原野、南側は原野と農地に接しております。数年に及ぶ荒廃のため立ち入ることが出来なかった各境は、隣接地所有者立会いによりコンクリート杭、鉄杭等による目印がそれぞれ設置されておりました。また、隣接地所有者に了解を得ているそうです。土地の形状変更の概要ですが、樹木の伐採と藪の除去を行い、現状のまま施工とのことで、大きく変更することはないそうです。排水計画につきましては、雨水の処理は敷地内の地下浸透で、パネル設置下部に浸透側溝を設けるとのことです。その他、太陽光発電設備設置の農地転用について、自然再生エネルギーに関わるガイドラインの届出を市の環境課に提出しているとのことです。また、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に則り、維持管理計画を長野県知事あてに提出済みとのことです。申請地は広畑遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、市教育委員会と協議中とのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、2番を決定とさせていただきます。続きまして、

3番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、先ほど2番の申請地の下に位置します。周囲は田畠など農地が連なっていた地域ですが、近年休耕や荒廃が目立ってきており、太陽光発電施設敷地への農地転用申請が頻繁になされている地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人の社員が立ち会いました。まず、隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は南向きの傾斜地に位置し、西側東側は農地、北側は土手上に農地、東側は原野、南側は市道に接しております。隣接地所有者立会いにより、コンクリート杭、プラ杭等がそれぞれ設置されて、境界は明確になっていました。また、隣接地所有者に了解を得ているそうです。土地の形状変更の概要ですが、現状のまま施工することで、大きく変更することはないそうです。排水計画につきましては、雨水の処理は敷地内の地下浸透で、パネル設置下部に浸透側溝を設けるとのことです。その他、太陽光発電設備設置の農地転用について、自然再生エネルギーに関わるガイドラインの届出を市の環境課に提出しているとのことです。また、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に則り、維持管理計画を長野県知事あてに提出済みとのことです。申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、ケアハウス高尾の東寄りの谷を北方面に上ったところに位置します。高尾山に続く南向きの斜面にあります。周囲は田畠など農地が連なっていた地域ですが、近年休耕や荒廃が目立ってきており、太陽光発電施設敷地への農地転用申請が頻繁になされて、メガソーラーの様相を呈している地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人の社員が立ち会いました。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は南向

きの傾斜地に位置し、西側東側は農地、北側は土手上に農地、南側は太陽光発電施設に接しております。隣接地所有者立会いにより、プラ杭等がそれぞれ設置されており、境界は明確になっていました。また、隣接地所有者に了解を得ているそうです。土地の形状変更の概要ですが、現状のまま施工することで、大きく変更することはないそうです。排水計画につきましては、雨水の処理は敷地内の地下浸透で、パネル設置下部に浸透側溝を設けるとのことです。その他、太陽光発電設備設置の農地転用について、自然再生エネルギーに関わるガイドラインの届出を市の環境課に提出しているとのことです。また、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に則り、維持管理計画を長野県知事あてに提出済みとのことです。申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、4番を決定とさせていただきます。続きまして、5番、地区は西堀地区です。小口委員よろしくお願ひします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷下諏訪線を下諏訪方面に進み、田中橋の100mほど手前に位置します。周辺は住宅と店舗で、南側は休耕の農地となっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に、現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。工場を建築施工する会社の代表取締役立ち会いのもと現地確認を行いました。境界についてですが、赤い目印の付いた杭ですべて明確になっていました。造成は、現況地盤で利用するため行わないとのことでした。なお、表層には碎石を敷くとのことでした。また、隣接農地より相当距離を保って工場を建築するとのことで、日照、通風等への影響は軽微であるとのことです。排水計画ですが、雨水は宅地内地下浸透式で処理し、家庭用雑排水、汚水は公共用下水道に接続することです。申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。また、隣接する農地所有者との協議はすべて実施済みとのことです。なお、譲渡人は令和5年に申請地を相続しましたが、遠方在住のため耕作管理が困難になったため、譲受人に事業用地として賃貸したいとのことでした。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について

特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 謙受人の製品を岡谷市がふるさと納税の返礼品に使っていると聞いたのですが、どのようなものを扱っているのでしょうか。

宮坂次長 歯槽膿漏に効くハミガキとか育毛剤を製造しています。ふるさと納税が始まったころからこの会社の商品を返礼品として組み入れているようです。

議長 他に何かあるでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、5番を決定とさせていただきます。議案第38号は以上です。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 他に何かご質問等ありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年第10回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時40分】

令和7年10月30日

議長 氏名 宮澤淑

議事録署名委員 氏名 濱由美子

氏名 早出澄雄